

## 令和4年度第4回 厚木市住宅運営審議会会議録

### (会議概要)

会議主管課	まちづくり計画部住宅課
会議開催日時	令和4年12月12日(月曜日) 午前10時から11時まで
会議開催場所	厚木市役所第二庁舎15階 農業委員会会議室
出席者	住宅運営審議会委員 9人 事務局6人(まちづくり計画部長、住宅課長、住宅管理係長、住宅政策係長、住宅管理係員、住宅政策係員)

---

### 案件

- (1) 厚木市住生活基本計画改定(案)について
- (2) 厚木市住生活基本計画改定(案)の答申について
- (3) 厚木市市営住宅等長寿命化計画改定(案)について

### (議事内容)

【事務局】 厚木市住宅運営審議会を始めさせていただきます。

- ※ まちづくり計画部長挨拶
- ※ 会議録確認

これより、案件に入らせていただきます。

これ以降の議事進行につきましては、審議会規則第6条により会長が議長となりますので、会長にお願いしたいと存じます。

それでは、会長、お願いいたします。

【会長】 様々な立場の方から御意見をいただき、充実した内容が冊子としてまとまりました。お礼を申し上げます。本日の最終チェックは大切ですので、引き続き活発な審議をしていきたいと思っております。

それでは、進めてまいりたいと思っております。

本日の委員の出席状況について事務局より報告してください。

【事務局】 本日は委員9人の方の御出席をいただいております。委員10人の半数を超えておりますので、厚木市住宅運営審議会規則第6条に基づき、審議会の会議は成立いたします。

【会長】 ありがとうございます。本日の会議傍聴の申し出はありますか。

【事務局】 本日の傍聴希望者はありません。

【会 長】 それでは、案件(1) 厚木市住生活基本計画改定(案)について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 《(1) 厚木市住生活基本計画改定(案)について説明》

【会 長】 事務局の説明が終わりましたので、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

【委 員】 78 ページの施行期日に「この規則は、平成7年4月1日から施行する。」とありますが、この日付で良いのでしょうか。

【事務局】 78 ページの附則の施行期日の下に(厚木市市営住宅入居者選考委員会規則の廃止)と記されています。市営住宅入居者選考委員会が廃止になり、新たに住宅運営審議会を設置したということでございます。本審議会の発足が、平成7年4月1日ということで記載をさせていただいている次第でございます。

【委 員】 意見交換会での質問・意見について、参加した5人の方は関心を持って参加された方という印象ですが、本計画書を初めて見て、その場でこのような質問・意見をされたのでしょうか。

【事務局】 住宅政策に関して非常に関心があり、今回の意見交換会に参加していただきました。  
御意見を伺っておりますと、意見交換会に出席される前に、相当勉強していただき、意見を述べる予定で参加された方々でございました。  
当日の資料は、大まかな体系的な内容だったのですが、さらに掘り下げた質問や意見をいただいたところでございます。

【委 員】 資料の10番の意見・質問だけ、少し突出している内容のようですが。

【事務局】 今回の意見交換会では、大まかで体系的な内容について御意見をいただくという趣旨で開催したのですが、住宅運営審議会でお配りしている詳細な資料で説明して欲しいとのことで、意見交換会後に、必要であれば住宅運営審議会の資料をお渡しすることにしました。途中段階の内容であることを説明し、運営審議会委員の皆様にお配りした資料をお渡しして、他にも御意見があればお聞かせくださいとお願いをさせていただきました。その後、特に意見はいただいております。

- 【会 長】 ありがとうございます。議事録も公開しており、しっかりと審議を進めていると思います。  
他に御意見、御質問等がありましたらお願いします。
- 【事 務 局】 前回御意見をいただいた中で、大きな内容としては 52、53 ページの「3 基本方針」です。基本方針 1 から 6 まで「住まいづくり」という表現としておりましたが、「住まいづくり」を、住生活、住環境の実現であるなど、公共、パブリック的な言葉に置き換えた方が良いとの御意見をいただきました。  
今回、それぞれの方針ごとに、基本方針 1 では住宅・住環境の実現、基本方針 2 では住宅政策の推進、基本方針 3 では住生活の実現というような形で、全ての方針を「住まいづくり」で統一するのではなく、それぞれの基本方針ごとに表現を整理させていただいております。この点についても御意見がございましたら、お願いできればと思います。
- 【会 長】 ありがとうございます。今回の修正によって、目指すべき方向性が本当に分かりやすく示せていると思います。
- 【委 員】 用語の解説を、脚注の他に巻末にもまとめて整理しています。これまでに、同様な計画書にこのような整理はあまりないようです。大変工夫を凝らした内容となり、一段とこの計画書がまとまったものになっているという感じを受けました。
- 【事 務 局】 ありがとうございます。皆様方の御意見で、わかりやすくということもございました。脚注の再掲という形になりますが、巻末に用語の解説を一つにまとめさせていただきました。
- 【委 員】 35 ページの上段の地区名と回収数等が示されている表について、地区名は公民館単位で整理したと思われませんが、例えば、厚木北地区と示しても、具体的な範囲がわからないので、各地区の該当する町名等をどこかで説明していただくとありがたいです。
- 【事 務 局】 御存じない方から見れば、御指摘の通りかと思います。字で明確に地区が分かれていないところもございますが、主だった部分では記載できると思いますので、対応させていただきます。
- 【委 員】 40、41 ページに、住み続けたい理由で重視すること、住み替え先を選ぶ際に重視することが示されており、いずれも「買い物の便」が重視することのトップです。以前に私は、宮の里ハイツの位置に疑問があり、買い物難民が発生し、空き家が多くなるのではないかと意見を述べさせていただきました。

宮の里ハイツにはその後、ウクライナ避難民の方が入居したというお話を伺いましたが、買い物の便が非常に悪く、その人たちの生活を心配します。どのような施策をとっているのか、ケアをどのようにやっているのかをお答え願いたいと思います。

**【事務局】** 宮の里地区は、宮ヶ瀬ダムができた時、清川村の方々が移住してこられた地区でございます。当初は、御承知のようにスーパー、診療所もあり、一つのまちとして形成されていたので、生活に不自由はなかったと思います。しかし、時代とともにスーパーが撤退し、診療所も閉院されました。

現在、厚木市ではコンパクト・プラス・ネットワーク推進計画を推進しております。例えばスーパーや診療所がないなど、徒歩圏内に生活利便施設が不足している地域には、市から補助金を出し、施設の誘致を誘導していく制度がございます。宮の里地区については、その制度を活用し、「とうめい宮の里クリニック」という診療所を11月1日に新たに設置していただきましたので、診療所については解消できています。買い物の便については、なかなか厳しいところもございます。そうしたことから、JAあつぎさんが現在、宮の里地区内で「ゆめみちゃん号」という移動販売車を運行し、週2回、火曜日が2か所、金曜日が4か所で巡回されており、皆様方に好評をいただいているところでございます。

バス路線も充実していますので、若い方はバスに乗って買い物に行けるのですが、高齢化も進んできているため、生活利便施設の立地促進として、スーパーやドラッグストアを誘致していくことも進めているところでございます。食品を扱っていない場合は補助の対象外ですが、最近ではドラッグストアも食品の品揃えがかなり充実しています。

この制度では、飯山にスーパーを1軒誘致できまして、現在工事を進めているところであり、また、依知でも診療所について、御相談をいただいているところです。

以上のように、ある程度は不便地域も解消できてきているとは思いますが、まだまだ足りないところもございますので、100%を目指して市を挙げて取り組んでいるところでございます。

**【会長】** 続きまして、案件（2）厚木市住生活基本計画改定（案）の答申について事務局から説明をお願いします。

**【事務局】** 《（2）厚木市住生活基本計画改定（案）について（答申）の説明》

**【会長】** 事務局の説明が終わりましたので、御意見、御質問等がございましたらお願いします。

【委員】 1 ページ目の最後の 2 行の内容は、どこの部分を指しているのでしょうか、意見交換会の中身でしょうか。

また、計画書の語句の使い方は「です、ます調」の丁寧な表現であり、答申は「である調」ですが、これでよろしいのでしょうか。

【事務局】 1 ページ目の最後の 2 行については、2 ページ目に 5 項目で、皆様方の御意見の大要を書かせていただいております。5 項目の内容以外の皆様方の御意見についても、その趣旨をできる限り反映すべきという形で、審議会から御意見を賜ったということで書かせていただいております。

2 点目の表現の御質問については、計画書は市民の方々へ向けてのものでありますので、丁寧な「です、ます調」で書かせていただいております。しかし、答申は審議会から市長に向けてのもので、公文書的な表現で、こういうことをしっかりされたい、取り組まれたい等の形の表現で書かせていただいております。

【会長】 続きまして、案件（3）厚木市市営住宅等長寿命化計画改定(案)について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 《(3) 厚木市市営住宅等長寿命化計画改定(案)についての説明》  
《厚木市住宅運営審議会規則一部改正の説明の説明》

【会長】 事務局の説明が終わりましたので、御意見等ございましたら、お願いいたします。

【委員】 私の住まいは、団地型の集合住宅ですが、建設から 40 年を超え、サッシの戸車が壊れるなど劣化し、台風の際には雨が漏れる等の状況になりました。一昨年に長期修繕計画を前倒して、国の断熱化改修の補助金を申請し、カバーサッシという工法により、サッシの枠は変えずに複層ガラスを用いたサッシの更新を全世帯で行いました。

その結果、断熱性が向上し光熱費が削減され、遮音性も向上するなど非常に効果があり、住環境が向上しました。管理組合としても非常にメリットがありました。

カーボンニュートラルを目標としていることから、市営住宅でも計画されていると思いますが、非常に費用対効果が高いので、参考にしたいと思っております。

また、市営住宅に限らずマンションの修繕に向けても、このような情報を市の方から発信していただけると非常にありがたいと思っております。

【委員】 居住者はそのような情報がないので、我慢して生活しています。補助金などの情報が入れば、エントリーして改善できるため、速やかに情報を発信していただきたいと思います。

【会長】 ありがとうございます。他に御意見等ございましたらお願いします。

【委員】 厚木市市営住宅等長寿命化計画の13ページの表の地区と図の地区の区域が一致しておらず、森の里地区が図で示されていないため、修正が必要です。できれば、市営住宅の位置もこの図に表示して欲しい。分布や地区別の市営住宅の割合なども分かりやすく示すことができますと思います。

【事務局】 修正いたします。

【会長】 よろしいでしょうか。全体を通して何か御意見等があればお願いします。

【委員】 これだけまとめていただくのに時間がかかることは分かりますが、できれば、資料はもう少し早く届けて欲しい。内容を読むのにもう少し余裕を持たせてほしいです。

【会長】 ありがとうございます。案件は以上になります。本日も貴重な御意見をいただきました。それでは、進行を事務局にお返しします。

【事務局】 次に「その他」でございますが、事務局から連絡事項がございます。次回の審議会につきましては、今のところ予定はございません。緊急的な審議事項が生じた場合は、臨時に開催させていただくことがございますので、御承知おきください。

以上をもちまして、厚木市住宅運営審議会を閉会とさせていただきます。

《閉 会》